② “sound”, and “image transmission or IP data communications” which used satellite connection in the past five years (the Heisei 19 fiscal year or subsequent ones) are transmitted mutually. Prove the track record of having performed the service contract.

③ It is those who can satisfy all demands of specifications.

⑹ Time-limit for tender : 4 : 00 P. M. November 8, 2012 (4 : 00 P. M. November 7, 2012 for tenders submitted by mail)

⑺ Contact point for the notice : Procurement Team, Procurement／Contract Department, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19 Nishiki Naka-ku, Nagoya-shi 460―0003, Japan. Phone 052―222―3469

入札公告の訂正

平成 24 年９月 28 日

国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第 41 号

１　掲載日　平成24年８月10日（号外政府調達第152号）

２　訂正内容

27ページ２段目、９行目、１⑵中「借入件名及び数量」を「購入等件名及び数量」に、12行目、１⑷中「借入期間　平成25年３月19日から平成27年３月18日」を「納入期限　平成25年３月19日」に、14行目、１⑸中「借入場所」を「納入場所」に、33行目、２⑵中「役務の提供等」を「物品の販売」に、36行目、２⑶中「本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。」を「購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。」に、３段目、９行目、３⑶中「平成24年10月１日17時00分」を「平成24年10月12日17時00分」に、11行目、３⑷中「平成24年10月19日16時00分」を「平成24年10月26日11時30分」に、19行目、４⑶中「貸付け」を「納入」に、４段目、１行目、５⑶中「Nature and quantity of the products to be rent」を「Nature and quantity of the products to be purchased」に、４行目、５⑷中「Rent period : From 19, March, 2013 through 18, March, 2015」を「Delivery period : By 19, March, 2013」に、６行目、５⑸中「Rent place」を「Delivery place」に、21行目、５⑹B中「in offer of services」を「in sales of product」に、25行目、５⑹C中「prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products,」を「prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,」に、35行目、５⑺中「5 : 00 PM 1, October, 2012」を「5 : 00 PM 12, October, 2012」にそれぞれ訂正します。

入札公告の取消

平成 24 年９月 28 日

契約担当役

国立大学法人名古屋大学

財務担当理事　藤井　良一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23

○第 14 号

平成24年８月10日付（号外政府調達第152号・37ページ）掲載の入札公告第14号「教育学部附属学校情報教育システム　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年９月 28 日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　谷本　光司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　丹波綾部道路大簾高架橋上下部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　京都府船井郡京丹波町大簾地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝155m　ＰＣ２径間連続ラーメン箱桁橋（Ｌ＝140.0m　最大支間長　Ｌ＝71.0m）１橋、鉄筋コンクリート橋台（Ｈ＝7.5m、Ｈ＝8.0m）２基、鉄筋コンクリート橋脚（Ｈ＝29.4m）１基、深礎杭　φ9.5m（Ｌ＝12.0m）１本、φ2.5m（Ｌ＝4.5m）２本

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年７月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート3,500㎥、鉄筋600ｔ、ＰＣ鋼材68ｔ、鋼材42ｔ

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。

なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

２　競争参加資格

本工事は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年９月28日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「丹波綾部道路大簾高架橋上下部工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記(ｱ)及び(ｲ)の条件を満たす者とする。

(ｱ)　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。